

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	明石市自家消費型住宅用太陽光発電設備等補助事業 (地域脱炭素移行・再エネ推進事業)
補 助 事 業 の 目 的	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する市民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 明石市内で自ら居住する新築・既築戸建て住宅に太陽光発電設備（自家消費型）及び蓄電池を一体的に導入する者 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しない者 (3) 発電した電力量の 30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者 (4) 補助対象設備の設置に関し、国の他の補助制度を活用しない者 (5) 兵庫県税及び明石市税に滞納がない者
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	太陽光発電設備・蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用（それぞれ単体の導入は補助対象外とする。） ※自己所有の設備に限る。
補 助 金 の 額	予算の範囲内において、次に定める額 ・太陽光発電設備：7 万円／kW（上限：5 kW） ※太陽光パネルとパワーコンディショナー出力の低い値（小数点以下切捨て）に 7 万円を乗じた額 ・蓄電池：蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の 1／3 ※蓄電池の価格（上限：14.1 万円／kWh、5kWh） ※蓄電池容量は小数第 2 位以下切捨て ※定格容量が 20 kWh 未満の蓄電池に限る。
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 事業計画書（別添様式1） 2 誓約書（様式第1号の2） 3 委任状（補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。）（別添様式2） 4 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し 5 （既築住宅の場合）設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等 6 （既築住宅の場合）申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 7 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの（カタログ等の写し） 8 機器設置前の現況写真 9 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等） 10 交付要件該当に係る確認書 11 （国の補助金を利用する場合）太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類 (指定期日) 別途通知する。
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の20%以内の変更をする場合 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設、廃止 (添付書類) 第3条の添付書類に準じる。 (指定期日) 別途通知する。
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。
第 1 1 条	(添付書類) 1 実績報告書（別添様式3） 2 請求書の写し 3 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る契約書及び契約内訳書の写し（申請時に提出があった場合を除く。） 4 領収書の写し 5 補助対象設備の保証書の写し 6 （新築住宅の場合）設置する土地・建物の全部事項証明書等 7 （新築住宅の場合）申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 8 電力会社との接続契約書、売電契約書等（FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し 9 （非FIT売電無の場合）逆流防止装置の設置が確認できる書類 10 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 11 建物の外観及び設備の設置が確認できる写真 12 兵庫県税の滞納がないことを証明する書類、明石市税の滞納がないことを証明する書類等（納税証明書 滞納の税額がないことの証明）

	(指定期日) 別に指定する日
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間) 法定耐用年数 太陽光発電設備：17年 蓄電池：6年